

奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令案について

令和 6 年 3 月
自治財政局交付税課

1. 概要

奄美群島振興開発特別措置法等に基づき、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填措置が行われる場合等を定める 5 省令について、適用期限の延長等を行う。

2. 主な改正内容

(1) 適用期限の延長

- ・ 令和 6 年 3 月 31 日に適用期限を迎える 3 省令について、国税の特例措置の延長等を踏まえて以下のとおり期限を延長。
 - ・ 地域再生法、東日本大震災復興特別区域法に基づく省令：2 年延長（令和 8 年 3 月 31 日まで）
 - ・ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく省令：3 年延長（令和 9 年 3 月 31 日まで）

(2) その他所要の整備

- ・ 租税特別措置法の改正、漁港漁場整備法の名称変更等に伴う所要の規定の整備。

3. 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日